

第三者評価結果の公表事項

①第三者評価機関名

一般社団法人 宮崎県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

2022-4・2016-26・2022-7

③施設の情報

名称： エーデルワイス幼保園	種別： 認定こども園	
代表者氏名： 愛甲 幸子	定員（利用人数）： 100名	
所在地： 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4870-9		
TEL： 0986-52-5834	ホームページ： https://edelweiss1982.com/	
【施設の概要】		
開設年月日： 昭和57年4月		
経営法人・設置主体（法人名など）： 社会福祉法人 愛生会		
職員数	常勤職員： 18名 非常勤職員： 13名	
有資格 職員数	保育士： 20名	
	看護師： 1名	
	管理栄養士： 1名	
	調理師： 2名	
施設・設備 の概要	(部屋数) 13室 保育室： 4室	(設備等)
	乳児室： 1室	
	ほふく室： 1室	
	遊戯室： 1室	
	プレイルーム： 1室	
	医務室： 1室	
	給食調理室： 1室	
	事務室： 1室	
	その他： 2室	

④理念・基本方針

【法人基本理念】

本園は子ども一人ひとりを大切にし、最大限の能力をのばしながら安心・安全でぬくもりのある幼保園を目指す。

【法人基本方針】

「どの子どもも育つ 育て方ひとつ」鈴木鎮一先生の教育理念」に基づいて「徳育」「音楽」「体育」「知育」の4つの柱を中心に、全領域を通じて、心身共に将来の社会構成の一員として、より健全な精神を持つ幼児を養育し、且つそれぞれの各能力を導き育てると共に豊かな人間性を持った子どもを育成する。

⑤施設の特徴的な取組

本園は音楽に溢れた園を目指し毎時いろいろな音楽が流れ豊かな感性を育てると共に音感体育のリトミックやマットなどの体育活動や知育活動に取り組んでいる。

園の大きな特徴として毎朝全園児がつどい遊戯室で「朝のお集まり」を行っている。その内容は・出席取り・お当番紹介・今月の歌・カスタネット（リズム打ち）・ソルフェージュ（音取り）・一茶の俳句・名曲鑑賞などがある。このお集まりでは全園児の交流も図られ、以上児は小さい子へ手本を示したり異年齢児との交流や特徴を知る機会となり、未満児は以上児の模倣から学びを得て各活動の見通しをたてるなど多くの成長の場となっている。

3歳児になると毎日絵日記活動も取りいれており卒園時まで続けており、子どもたちのあらゆる能力を育む活動となっている。

子どもたちは日々スポンジのようにあらゆるものを吸収し成長しているので、より良いものを見て聞いて触れて多くの経験をさせたいと考え、設定保育を多く取り入れ曜日や時間で保育のカリキュラムを組み立てているが、子どもたちの本来の姿を創造し自由に遊ぶ時間や空間も策定し毎日ワクワクするような園生活を送れるよう取り組んでいる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年 5月11日（契約日）～ 令和6年 2月29日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	—

⑦総評

◇特に評価の高い点

- 1 園内に経営部会、教育環境部会、発達心理部会、給食部会の4つの部会が設置され、特に毎月開催される経営部会は副主任以上の幹部職員で構成され、経営状況の情報共有とともに、問題が生じたら早期の検討や解決を図る場になっています。その他の部会でも、職員間の情報共有や課題解決を図る有効な場として機能しています。
- 2 園児のマーチング演奏は地域の祭り等で披露し、住民に喜ばれています。また、子育て相談の窓口を園児の保護者以外に広げたり、旧園舎の空きスペースを地域住民に開放するだけでなく、地域の高齢者サロンに職員を派遣したり、職員が地域の清掃ボランティアに取り組むなど、保育所の有する機能を積極的に地域に還元しています。

- 3 保育実践では、教育方針に沿って年齢別に0・1歳児、2・3・4・5歳児デイリープログラムが、月曜日から金曜日の毎日、曜日、時間ごとに活動内容が設定されています。活動内容は、手引書や指導書に細かく、分かりやすく書かれ、新任職員でも経験ある職員と同じ指導が出来るようになっています。
- 4 園の玄関にモニターが設置してあり、園の行事や病気の感染状況、病名などを知らせています。園のブログがあり、保護者は、パスワードで園の行事や園外保育の写真を見ることが出来ます。LINEもあり、保護者に早く知らせる時に活用し使い分けをおこなっています。

◇改善を求められる点

- 1 単年度の事業計画と実績報告は作成されていますが、中・長期計画が策定されていないため、中・長期的視点に立った内容になっていません。また、内容が具体的成果や数値目標を示したものでなく、計画策定→実行→評価→見直しのサイクルを継続して実施することが難しいため、こうした取組を実施できる体制整備が求められます。
- 2 個々の職員が行う自己評価の仕組みはありますが、園全体としての自己評価の仕組みがありません。個々の職員の自己評価データをまとめて全体的傾向として分析・検討したり、保護者アンケート調査を定期的におこなったりして園全体としての自己評価の仕組みを導入し、改善策を職員参画のもと検討されることが求められます。
- 3 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていますが、虐待や権利擁護の研修がおこなわれていません。マニュアルの作成及び研修会への参加が求められます。
- 4 感染症については、マニュアルが作成され、また、「保育所における感染症対策ガイドライン」に準じて登園停止期間の基準が定められ対応しています。しかし、感染症予防や安全対策については、園内での勉強会の開催がありません。いろいろな感染症の基礎知識や特徴など学び、感染症の理解を深めることが求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受けたことにより、創立42年間の良き自負があったが、より良い評価やまだ努力しなければならない点などを指摘していただき、園全体で職員と共に改善及び努力の必要性を感じた。今後さらに、園児にとってより良い保育環境の提供と保護者からの信頼をもっと得る為に全職員と共に努力していきたいと思っております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。